



島根県報

平成27年1月30日（金）

第2,669号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧（6件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
解除予定保安林	（ " ）	4
保安林の指定	（ " ）	4
保安林の指定の解除	（ " ）	5
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	5

【選管公表】

平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨		6
--	--	---

【公安告示】

犯罪被害者等早期援助団体代表者の変更の届出	（警 察 本 部）	16
-----------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第65号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美談地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田地区（赤松工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区（瀬の谷工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川地区（寺田工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川地区（左鐙工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川地区（金色工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第71号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町都茂92、109-1、114-乙、115、115-1、115続1、115-2、115続2、115-3、118、119-甲、119-甲続1、119-乙、2675から2677まで、2678-甲、2678-乙、2679、2679続1、2680、2680続1、2681-甲、2681-乙、2682、2683、2683-1、2683-2、2684、2684-1、2684-2、2685、2686、2687続1、2688から2690まで、2690-2、2691、2691-1、2692、2692-1、2693、2694、2718、2721、2722、2723-2、2735-丙、2736、2737、2737-1、2737-2、5073、5083-1、5085-1、5087、5088、5092-1、5110、5115-3

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市木次町寺領60-1
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市熱田町1935-3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町真木943-7（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除しますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

大田市朝山町朝倉字竹原1605-2、波根町字大王寺2921-9、2922-3、波根町字谷市2979-8、2979-10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第76号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡西ノ島町大字浦郷671 井上孝夫

〃 大字美田3501-2 川崎卓也

〃 大字宇賀1200 柳谷 茂

(2) 加入区

西ノ島町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成27年 1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（島根県第一区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,439,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上代 善雄	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期 間	12月1日から 12月20日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	石飛 育久					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕				人件費 0円		
				家屋費 50,000円		
				選挙事務所費 50,000円		
				集合会場費 0円		
				通信費 10,000円		
				交通費 0円		
				印刷費 566,884円		
				広告費 194,400円		
				文具費 0円		
				食糧費 80,000円		
				休泊費 0円		
				雑費 25,003円		
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 0円						
今回計 165,003円				今回計 926,287円		
前回計 円				前回計 円		
総 計 165,003円				総 計 926,287円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		257,040円
				ビラの作成		73,000円
				ポスターの作成		236,844円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		43,200円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		151,200円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				計		761,284円
報告書受理年月日	平成26年12月26日		第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（島根県第一区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,439,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	和田 章一郎	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期 間	1月14日から 1月16日まで	第2回分
出納責任者 氏 名	内田 敬					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕				人件費 0円		
				家屋費 603,720円		
				選挙事務所費 603,720円		
				集合会場費 0円		
				通信費 0円		
				交通費 0円		
				印刷費 137,000円		
				広告費 500,796円		
				文具費 0円		
				食糧費 0円		
				休泊費 0円		
				雑費 50,000円		
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 0円						
今回計 0円				今回計 1,291,516円		
前回計 5,000,000円				前回計 4,122,497円		
総 計 5,000,000円				総 計 5,414,013円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		0円
				ビラの作成		0円
				ポスターの作成		0円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				計		0円
報告書受理年月日	平成27年 1月19日		第2回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（島根県第二区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,661,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 誉	候補者届出政党 又は所属党派	社会民主党	期 間	11月25日から 12月16日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	古川 忠光					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕				人件費 360,000円		
				家屋費 174,570円		
				選挙事務所費 150,000円		
				集合会場費 24,570円		
				通信費 50,000円		
				交通費 7,204円		
				印刷費 1,661,200円		
				広告費 314,269円		
				文具費 10,851円		
				食糧費 40,318円		
				休泊費 34,020円		
				雑費 126,578円		
社会民主党島根県連合 1,500,000円						
社会民主党浜田総支部 200,000円						
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 0円						
今回計 1,700,000円				今回計 2,779,010円		
前回計 円				前回計 円		
総 計 1,700,000円				総 計 2,779,010円		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	882,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	37,800円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	47,520円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	33,750円
	計	1,726,270円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第12号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 1月30日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

名 称	変更後の代表者の氏名	変更年月日
一般社団法人島根被害者サポートセンター	岡村 弘	平成27年 1月13日